

山口県災害福祉支援ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 大規模災害時に、要配慮者に対する福祉支援が迅速かつ円滑に実施できるよう、山口県内の福祉関係団体が連携して活動を行うため、山口県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 大規模災害 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性が認められる規模の災害
- 二 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特別な配慮を必要とする者
- 三 山口県災害派遣福祉チーム 福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害等において避難所、福祉避難所その他災害時に要配慮者を受け入れる施設において要配慮者を支援するチーム（以下「チーム」という。）
- 四 チーム員 チームを構成する者

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 大規模災害時における福祉支援の仕組みづくりに関すること
- 二 大規模災害時におけるチームの編成、派遣及び調整に関すること
- 三 チーム員の登録及び研修・訓練に関すること
- 四 関係機関・団体等との連絡・情報共有に関すること
- 五 受援体制に関すること
- 六 チームに関する周知・啓発に関すること
- 七 その他災害時における福祉支援に必要な事項に関すること

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で構成する。

- 2 協議会に会長1名、副会長1名（以下「役員」という。）を置き、構成団体の互選により選出する。
- 3 会長は協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

- 5 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。
- 7 協議会の活動に関して検討を行うため、協議会に部会を置くことができる。

(会議)

第5条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 別表に掲げる構成団体のほか、会長が必要と認める者を会議に参加させることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、山口県健康福祉部厚政課及び山口県社会福祉協議会に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。

別表（第4条関係）

福祉施設関係団体	山口県社会福祉法人経営者協議会
	山口県老人福祉施設協議会
	山口県老人保健施設協議会
	山口県デイサービスセンター協議会
	山口県障害福祉サービス協議会
	一般財団法人山口県知的障害者福祉協会
	山口県身体障害者施設協議会
	一般財団法人山口県児童入所施設連絡協議会
	一般財団法人山口県保育協会
	山口県救護施設協議会
	山口県訪問介護事業所連絡協議会
福祉関係職能団体等	一般社団法人山口県社会福祉士会
	一般社団法人山口県介護福祉士会
	社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会
	山口県精神保健福祉士協会
その他団体	社会福祉法人山口県社会福祉協議会
	山口県